

## 「農地制度実施円滑化事業費補助金」に関する留意事項

平成 23 年 6 月 3 日  
岩手県農業会議

## I 農地制度実施円滑化事業費補助金の概要

農地制度実施円滑化事業費補助金は、農業委員会等が新たな農地制度を現場で適切かつ円滑に実施するために 22 年度から措置されているもので、平成 23 年度は前年度実績並であったが前年度予算額に比べると 43% 減の 29 億 9,936 万円となった。

大幅な予算減額の理由は、①農地相談員の設置が進まなかったこと、②行政刷新会議の事業仕分けに伴い農地情報の共有化への支援が廃止されたこと等によるもの。

事業については、①農地法に基づく事務の適正実施のための支援（農業委員会の法令業務に対する支援）、②農地の有効利用を図るための支援、③広域的な農地利用調整活動等への支援（農業委員会の活動をサポートする都道府県農業会議への支援）の 3 事業が実施できる。

なお、①及び②の事業については、詳細な議事録及び活動計画等を作成・公表することが事業実施の要件となっている。

## II 農地制度実施円滑化事業費補助金の主な改正点

## 1 市町村農業委員会関係

## (1) 農地の有効利用を図るための支援【実施要領 第 3 「各支援事項」の別記 2】

## ①農地相談員の選定

(新) 農地に関連する制度に専門的な知識を有する者、又は地域の農業・農地事情に精通している者等から選定する。

(旧) 公募により農地に関連する制度に専門的な知識を有する者、又は地域の農業・農地事情に精通している者等から選定し、委託契約を締結する。

## ②不在村地主等の特定のための活動及び農地の利用集積のための活動

(新) 農地相談活動の一環として実施

(旧) 農地の有効利用のための活動として実施

## ③遊休農地の解消のための活動

(新) その他（地方農政局長等が特に必要と認めた活動）として実施

(旧) 農地の有効利用のための活動として実施

## ④新たな農地制度の周知活動

農地法の一部改正から一定期間が経過し、制度が現場に周知・定着が進んでいることから廃止。

⑤総会等の議事録の作成

(新) その他(地方農政局長等が特に必要と認めた活動)として実施(※)

(旧) 農地の有効利用を図るための活動として実施

(※) 実施要領 別紙様式第1号事業実施計画書〔別記2関係〕「3. その他(特認活動)」欄に記載する。

(2) 別表関係(消耗品費について)【実施要領 第2事業に要する経費の使途】

(新) 1件あたり上限3万円未満

(旧) 1件あたり上限3千円未満

III 農地制度実施円滑化事業費補助金の各事業の留意事項

1 市町村農業委員会関係

(1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援

①農地等の利用関係の調整

農地法第3条の3第2項に基づくあっせんその他必要な措置及び農業委員会の和解の仲介に関する調査・調整及び資料の作成・整理などに支出できる。

②農地の利用状況調査

農地法第3条第2項第7号の確認に必要な現地調査並びに、農地法第30条第1項、第2項及び第31条に基づく農地の利用状況調査に関する活動、農地法第30条第3項に基づく遊休農地の指導を行っている農地に指導内容及び根拠条項を表示した看板(当該農地の権限を有する者の同意を得て行う場合に限る)を設置する費用にも支出できる。

③農地等訴訟事務処理

訴訟事務に関する活動、具体的には、係争地に関する現地調査や、出廷に必要な旅費などに支出できる。

④農地等の台帳の調査等

平成22年3月31日に「農業委員会交付金事業の実施について」が改正され、農地基本台帳の整備事項の追加・変更が行われたことに伴うシステム改良等に必要な経費を支出できる。

農地基本台帳の整備(現在使用している古い台帳システムを廃棄して新たに台帳システムを整備する場合や、紙台帳からシステムの導入する場合)や、改良後の情報更新に必要な経費は農業委員会交付金から支出すること。

東日本大震災で農地基本台帳を滅失した場合については、特認事業として、農地基本台帳を再整備するための経費を支出できる【実施要領 別記2「農地の有効利用を図るための支援」の第1の3「その他」】。

⑤農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動状況や賃借料情報(最高額、最低額、平均額)の収集費用、入力費や事務補助員賃金などに支出できる。

### 【留意事項】

○上記の支援は、改正農地法等の施行に伴い新たに追加された業務に対応するために措置されたもの。また、農業委員会交付金事業により交付される農業委員手当は従来からの法令業務に対する経費となっている。上記の支援と農業委員会交付金は事業上のすみ分けがなされているため、上記の業務に従事した農業委員に対しては、実働に応じ対価（日額又は活動時間に応じた額）を支払うことができる。

## (2) 農地の有効利用を図るための支援

### ①農地制度に関する相談活動等

農業者等からの相談や農業委員会の総会等の議事録の作成方法等に関する個別具体的な助言、農業委員・職員等の研修資料の作成や講師の補助、事務の補助などを行う農地相談員を設置することができる。なお、農地相談員は農地制度に精通した者や地域の農業・農地事情に精通している者等を選定すること。

また、農地相談活動の一環として、不在村地主等の把握や担い手等への利用調整活動などを行うことができる。

### ②農業委員・職員等の研修

農業委員・職員等に対して必要な知識を習得させることを目的に研修を実施することができる。研修を実施するにあたっては、毎年度、実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施すること。

研修は、講義、研修討議、演習等により実施するものとし、研修終了後に、受講者から研修に関するレポートを提出させること。また、研修のテキストとしてリーフレットを購入する場合は「印刷製本費」ではなく、「その他の経費」から支出すること。

### ③その他

①、②の活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動を実施することができる。

### 【留意事項】

○農地相談員及び事務補助員の雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては「賃金」ではなく、「その他の経費」から支出すること。

○都道府県農業会議・全国農業会議所が主催する研修会への農業委員・職員の出席旅費については、実施要領別記2「農地の有効利用を図るための支援」第1の2「農業委員・職員等の研修」に必要な場合に限って支出することができる。

## 3 その他の留意事項について

### (1) 全国農業担い手サミットの領収書について

全国農業担い手サミットは全国農業会議所が共催している研修会であることから、農業会議役員及び農業委員・事務局職員の出席旅費や全体会費等の必要経費は農地制度実施円滑化事業費補助金（実施要領 別記2「農地の有効利用を図るための支援」第1の3「その他」）から支出できることになっている。しかし、主催者から発行される領収書は実行

委員会委員長名となっているため、証拠書類として領収書とあわせて開催要領を添付するなど、全国農業会議所が共催であることが明確となるよう工夫すること。

(2) 議事録及び活動計画等の提出

平成23年度については、3月中に議事録及び活動計画等について農林水産省が確認したところ。その際、「適切に行われている」と認められた農業委員会については、事業実施計画を提出する際に、議事録及び活動計画等を提出する必要は無い。

また、「適切に行われていない」とされた農業委員会については、事業実施計画書の提出時に議事録及び活動計画等を添付し、地方農政局長等が適切と認めた場合には、事業実施の要件を備えたことになる。

平成23年度 農地制度実施円滑化事業費補助金対象研修会一覧

	開催時期	研修会名	開催場所
全国農業会議所主催	10月6日～7日	農業委員会職員現地研究会	東京都
	11月15日～16日	全国農業担い手サミット	長野県
	11月30日	農業者年金加入推進セミナー	東京都
	12月1日	全国農業委員会会長代表者集会	東京都
	3月上旬	女性農業委員活動推進シンポジウム	東京都
農業会議主催	4月18～19日	新任農業委員会職員研修	盛岡市内
	5月11日	農業委員会事務局長研修	盛岡市内
	5月17日	農業委員会会長研修	盛岡市内
	6月3日	農地主任者研修(農業委員会業務担当者会議)	盛岡市内
	7月上旬	農業委員会農地事務担当職員研修会	盛岡市内
	7月中旬	新任農業委員会職員研修(2回目)	盛岡市内
	7月下旬	稲作農業経営研修会	盛岡市内
	8月上旬	新任農業委員研修	盛岡市ほか
	9月上旬	法人化説明会	盛岡市内
	9月下旬	農地再生・活用研修会	盛岡市内
	11月11日	第56回農業委員大会	盛岡市内
	12月中旬	家族経営協定セミナー	盛岡市内
	12月中旬	農業委員ブロック別研修会	県内3ヶ所
	1月上旬	女性農業委員活動研修会	盛岡市内
	1月中旬	農業委員会会長職務代理等研修会	盛岡市内
	1月下旬	農業経営者セミナー	盛岡市内
	2月上旬	経営戦略セミナー	盛岡市内
	2月中旬	農業委員会事務局長研修	盛岡市内
	2月下旬	農業委員会会長研修	盛岡市内

※ 東北・北海道農業委員活性化フォーラムの開催は次年度へ延期